平成２７年（フ）第１６７号
埼玉県越谷市蒲生西町２丁目１番31号　アネックス蒲生西町502号
債務者　高鳥　孝貴
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第８８号
埼玉県熊谷市久下１丁目176番地　メゾン三友102号
債務者　遊佐　俊夫
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第４６号
新潟県長岡市高町１丁目59番地64
債務者　恩田　祐磨
1　決定年月日時　平成27年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第６３７号
札幌市豊平区西岡４条14丁目１番30号　グランドール西岡Ⅰ―101号
債務者　川崎　嘉之
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６３８号
札幌市豊平区西岡４条14丁目１番30号　グランドール西岡Ⅰ―101号
債務者　川崎　麻希（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６９８号
札幌市豊平区豊平２条６丁目２番14号
債務者　西　　俊幸
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７０４号
札幌市北区北21条西２丁目１番３号
債務者　山田　太一
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７５５号
札幌市白石区東札幌４条２丁目７番９号　第２東栄ハイツＨ号
債務者　河田久美子
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７６６号
札幌市東区苗穂町３丁目１番５―603号
債務者　三津谷弘美
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７８５号
札幌市東区北27条東22丁目１番17号　エバーグリーン27Ｂ棟２号
債務者　平野　好子
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７８６号
札幌市東区北27条東22丁目１番17号　エバーグリーン27Ｂ棟２号
債務者　平野　美希（旧姓中林）
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７９４号
北海道江別市高砂町32番地の15　パレーシャル高砂Ｅ―101
債務者　小池　嘉幸
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７９５号
北海道江別市高砂町32番地の15　パレーシャル高砂Ｅ―101
債務者　小池美由紀
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８０６号
札幌市厚別区厚別南１丁目４番８―105号
債務者　井形　智一
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８１４号
札幌市中央区北５条西25丁目４番16―206号
債務者　川島　弘義（旧姓諶本）
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８２３号
札幌市清田区清田７条２丁目８番18号
債務者　矢巻　和枝
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８４３号
札幌市中央区南５条西９丁目1012番地４　ドルチェ札幌401号
債務者　木村　英喜
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部